

## 特定建設作業に関する規制

特定建設作業とは、くい打ち機、バックホウ、ブルドーザなどを使用する建設作業であり、騒音、振動を発生する作業として、騒音規制法、振動規制法及び府条例（騒音、振動）において、事前の届出と規制基準の遵守が義務付けられている。

市条例においてもこれらと同じ作業に加え、横出しで7つの作業（アースオーガーと併せてくい打ち機、インパクトレンチ、火薬、発電機、コンクリートポンプ車、バイブレーション及び電動工具）について定め、規制基準等を設けています。

現状、市条例独自の特定建設作業で苦情が発生したことが無く、バックホウや削岩機などの法又は府条例対象作業が多い為、法又は府条例に基づく指導を行っている。

改正後の市条例においては、法又は府条例に基づく規制で対応可能な為、市条例から特定建設作業の規制を一部削除する事とします。

現行の市条例	改正後の方針案
<p>(特定建設作業の実施の届出)</p> <p>第46条 規則で定める規制地域内において、特定建設作業を行う者は、当該特定建設作業開始日の7日前までに特定建設作業実施届出書にあり、市長に届出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(特定建設作業に係る規制基準の遵守)</p> <p>第43条 特定建設作業を行う者は、別表第4に定める当該作業の規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第44条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が、前条に規定する基準に適合しないことにより、その特定建設作業場所の周辺の生活環境が著しく損なわれ、又は損なう恐れがあると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めてその事態を除去するため、騒音若しくは振動の防止方法の改善又は作業時間の変更を勧告することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第44条 市長は、前条の勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて同条の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止方法の改善又は作業時間の変更と命じることができる。</p>	<p>騒音規制法第14条 特定建設作業の実施届出 振動規制法第14条 特定建設作業の実施届出 府条例第93条 特定建設作業の実施の届出</p> <p>騒音規制法第15条 改善勧告及び改善命令 振動規制法第15条 改善勧告及び改善命令 府条例第94条 改善勧告及び改善命令</p>

特定建設作業種類別届出数

	27年度		28年度		29年度	
		市条例 単独		市条例 単独		市条例 単独
アースオーガとあわせてくい打ち機を使用する作業	1	(内数) 0	4	(内数) 0	2	0
インパクトレンチを使用する作業	11	7	11	1	14	11
火薬を使用する作業	2	2	2	2	2	2
動力源として発電機（10kW以上のものに限る）を使用する作業	10	1	14	0	15	5
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	16	1	17	0	8	1
バイブレーションランマローラ及びランマを使用する作業	24	0	34	0	23	0
電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	12	1	8	0	12	6

\* 市条例単独：工事現場で市条例に規定する特定建設作業だけが実施されている届出数  
（同一の工事現場で法又は府条例に規定する特定建設作業が実施されていない。）

(参考) 大阪府内の市町村が独自で定めている特定建設作業

	岸和田市	豊中市	高槻市	*八尾市	四條畷市
アースオーガとあわせてくい打ち機を使用する作業	○	○			
インパクトレンチを使用する作業	○	○	○	○	
火薬を使用する作業	○	○	○		
動力源として発電機（10kW以上のものに限る）を使用する作業	○	○	○	○	
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	○	○	○		○
バイブレーションランマローラ及びランマを使用する作業	○	○	○		
電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	○	○	○		
コンクリート破碎機を使用する作業			○		
穿孔機を使用する作業			○		○
締め固め機・てん圧機 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラーそれに類するてん圧機を使用する作業					○

\* 平成29年度 条例改正にて削除。

特定建設作業

現行条例	見直し(案)	改正の理由等
1 アースオーガーと併せてくい打機を使用する作業	削除	これらの作業を行う際には、同一工事内において、法、府条例対象の作業も同時に行われることが多いことから、現行市条例対象の届出は、法、府条例における事前の届出と同時に出されるケースがほとんどであり、法、府条例の届出で十分に規制が可能のため。また、これらの作業に関する苦情が発生したことが無いため。
2 インパクトレンチを使用する作業	継続して規制	
3 火薬を使用する破壊作業	削除	届出件数は年2件程度で、同一の事業場である。また、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため。
4 動力源として発電機(10キロワット以上のものに限る。)を使用する作業	継続して規制	
5 コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	削除	上記1と同じ。
6 バイブレーションローラ及びランマを使用する作業	削除	
7 電動工具を使用するはつり作業又はコンクリート仕上げ作業	継続して規制	